

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

被相続人の納税義務の承継

Q : 父親が亡くなり、すべての財産及び債務を母が引き継ぐこととなりましたが、父の税金が払ってなかったとして税務署から納税義務の承継通知書が送られてきました。私には、これを納める義務があるのでしょうか？

A : 法定相続分に応じた額を納める義務があります。

【解説】

民法では、相続人は、相続の開始を知った時から3月以内に単純承認又は限定承認、放棄をしなければならず、これをしなかった場合は、単純承認をしたものとみなされることとなっています。

そして、単純承認した場合には、被相続人の権利義務のすべてを承継することとされています。

そして、国税については、相続があった場合には、相続人は、その被相続人に課されるべき、またはその納付もしくは徴収されるべき国税を納める義務を承継するとされています。

したがって、お尋ねの場合は、単純承認したこととなり、被相続人の納税義務は、その相続人に承継されることとなります。

なお、この場合の法定相続分は、配偶者が2分の1、嫡出子はその残りを均分した割合となっています。

